

奈良県訓令第三号

各部課室
各出先機関

奈良県職員服務規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第二号）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

第二条第十一号中「規定する」の下に「政策参与及び」を加え、同条第十五号中「河川政策官」の下に「をいう。」を加え、同条第二十五号ケ中「インバウンド戦略・宿泊力向上室の課の室長」を削る。

第六条第一項ただし書中「（第四号様式）」の下に「記入し、又は」を加える。

第七条第三項及び第四項中「に係る医師の診断書等の証明書」を「の状態を明らかにする書類」に改め、同条第八項中「の状態等申出書及び要介護者に係る医師の診断書等の証明書」を「との関係及び要介護者の状態を明らかにする書類」に改める。

第十二条第一項ただし書及び第二項ただし書中「記入し、当該命令を受領した旨の確認印を押さなければ」を「記入しなければ」に改める。

第三号様式中「姓」を「姓」に改める。

第三号様式の二中「氏名」を「氏名」に、「氏

名」を「氏名」に改める。

第三号様式の三中「氏名」を「氏名」に改める。

第五号様式（その一）及び同様式（その二）中「所属」を「所属

名」に改める。

第六号様式の一の表及び裏中「所属長印」を「所属長確認」に、「届出印」を「届出確認」に改める。

第六号様式の二の表及び裏中「所属長印」を「所属長確認」に、「願出印」を「願出確認」に改める。

第六号様式の三の表中「本人印」を「本人確認」に、「の印」を「の確認」に、「職氏名印」を「職氏名」に改め、同様式の裏中「本人印」を「本人確認」に、「職氏名印」を「職氏名」に改める。

第六号様式の四の表及び裏中「本人印」を「本人確認」に、「職氏名印」を「職氏名

」に改める。

第七号様式から第十一号様式までの規定中「職氏名 印」を「職氏名 印」に改める。

第十二号様式及び第十二号様式の二中「印」を「確認」に改める。

第十二号様式の三及び第十二号様式の四中「本人印」を「本人確認」に改める。

第十二号様式の五及び第十二号様式の六中「氏名 印」を「氏名 印」に改める。

第十三号様式中「氏 名 印」を「氏 名 」に改める。

第十六号様式中「職氏名 印」を「職氏名 」に改める。

氏 名 印」を「職 氏 名 」に改める。

第十七号様式中「第20条関係」を「第21条関係」に、「所属職氏名印」を「所属職氏名」に改める。